

情報化社会と職業

第2回

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.1 法律の体系：法

- 法
社会規範の一種
- 法と道徳の相違
国家による強制力の有無
- 成文法と不文法（慣習法や判例法）
【成文法の一覧】
憲法，条約，法律，政令，省令，条例，規則

1

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.2 六法

- 六法
憲法，刑法，民法，商法，刑事訴訟法，民事訴訟法
- 実体法と手続法
- 公法と私法
- 法律の相互関係
(例) 特別法優位の法則
⇒一般法（民法）より特別法（借地借家法）を優先適用する

2

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.3 情報に関する法律：情報

- 情報とは
事象，事物や事実などの対象につき，特定の意味を有するデータ
- 情報財
情報に関する財
(例：TV番組，音楽，小説，プログラム)
・・・排他性なし，複製費用小
- 情報財の流布
ものに記録する必要なし
- 知的財産権侵害の容易さ
ファイル交換・共有ソフト

3

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.4 情報に関する法律

- ① 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法
(2001年1月6日試行)
(IT基本法) : 情報施策の憲法, 施策の迅速・重点実施をうたう.
- ② 知的財産基本法 (2003年3月1日施行)
知的財産の創造・保護・活用施策の推進.
- ③ 不正競争防止法 (1993年5月制定)
【この法律での禁止事項】
混同惹起、著名表示冒用、形態模倣、・・・

4

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

- ④ プロバイダー責任制限法 (2001年11月成立)
- ⑤ 不正アクセス禁止法 (2000年2月施行)
- ⑥ 特定電子メール送信適性化法 (迷惑メール防止法)
(2008年12月施行)
- ⑦ 電子契約法 (2001年12月施行)
- ⑧ 放送法 (1950年6月施行)
- ⑨ 電気通信事業法 (1984年2月公布)
- ⑩ 有線電気通信法 (1953年7月公布)

5

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.5 情報化社会の発展と法制度の整備

- 情報化社会
情報に関する各種の活動が顕著であることを特徴とする社会. インターネットの普及 (1980年代) で定着.
 - 情報に関する経済規模が多い
 - 情報を扱う人数が多い
 - 情報が社会に及ぼす影響力が大きい
- 社会の発展段階の一つ
農耕社会⇒産業社会⇒情報社会
- 情報に関する法制度の整備 (表4.2)

6

I. 情報にまつわる法制度と情報倫理

1.6 情報倫理

- ✓ 情報倫理
法の整備が追いつかない場合の社会規範
- ✓ 倫理
行動の規範としての道徳観, 善悪基準
- ✓ 情報倫理の要素
ボローニヤの定義 (表4.3)
- ✓ 情報倫理教育:
中学校 (2002年) → 技術・家庭科
高等学校 (2003年) → 情報科

7

II. ネットワークと情報倫理

2.1 個人情報保護法

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日）
- 【定義（2条）】
- ✓ **個人情報**
生存する個人に関する情報（識別可能情報）
- ✓ **個人情報データベース等**
個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの、一定のマニュアル処理情報を含む）
- ✓ **個人情報取扱事業者**
個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）
- ✓ **個人データ**
個人情報データベース等を構成する個人情報
- ✓ **保有個人データ**
個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

【基本理念（3条）】
個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

8

II. ネットワークと情報倫理

2.2 個人情報の扱い（事業者の義務）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/hani.pdf>

9

II. ネットワークと情報倫理

2.3 個人情報取扱事業者

- ✓ 個人情報データベース等を事業の用に供しているもの。
- ✓ 「個人情報データベース等」とは、個人データの集合物であって、検索可能な状態になっているもの。紙ファイルなどでも、目次や索引がつけられていて検索できるようなものであれば該当する。
- ✓ 個人情報の数が5000人を超えない小規模事業者は「個人情報取扱事業者」から除外。

10

II. ネットワークと情報倫理

- 日本経済新聞社の例

報道、著述の用に供する目的に該当しない
個人情報の取扱いについて
(個人情報保護法の義務規定の対象となる分野)

- ① 個人情報は利用目的をできる限り特定し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得に際しては、法令による例外を除き利用目的をご本人にあらかじめ明示、または通知、ホームページ等で公表いたします。
- ③ 取得は適正な方法で行い、データ内容は最新、正確な内容に保たれるよう努めます。

11

II. ネットワークと情報倫理

- ④ 漏えい等を防止するためのデータセキュリティー対策や従業員、委託先の管理、監督など安全管理措置を講じます。
- ⑤ 法令に認められた場合を除きご本人の同意なく個人データを第三者に提供しません。
- ⑥ 保有個人データに関する、ご本人からの開示等の請求については、法令に基づいて対応します。また個人情報苦情に対しても社内体制を整備し適切に対応するよう努めます。
- ⑦ 社内管理体制を適宜点検し、必要事項を講じていきます。

2005年12月28日更新 (部分抜粋)

12

II. ネットワークと情報倫理

2.4 企業の信頼と評判

ダウリング (G. Dowling) は、フォーチュン誌の「最も賞賛される企業 (Most Admired Corporations) 500」の1984年～1995年のデータを用いて企業の評判とROA (after-tax Return On total Asset) との間の関係を報告している。

- ① 企業の良い評判は、優れた財務リターンを得る期間を長くする。
- ② 企業の良い評判は、平均を下回る財務リターンに甘んじる期間を短縮する。

Copyright(c) 2002 Kiyoshi MURATA, All rights reserved.
http://www.kisc.meiji.ac.jp/~kmurata/infor_ethics.htm

13

II. ネットワークと情報倫理

2.5 モラルエージェントとしての企業

モラルエージェント (道徳的行動主体)

安全で信頼性の高い製品・サービスの適時・的確に適切な方法で顧客に提供

モラルエージェントとしての企業は次の要件をみたさなければならない。

- ① ITの開発利用が引き起こしうる倫理的問題に対してセンシティブになること。
- ② 十分にディフェンシブルな行動を選択するよう心がけること。
- ③ 対立する価値をもつ他者との理性的対話ができること。

Copyright(c) 2002 Kiyoshi MURATA, All rights reserved.

14

II. ネットワークと情報倫理

2.6 情報倫理の戦略的意味

- ✓ コストと差別化の2つの側面から考える。
- ✓ 情報倫理への取組みが適切に行われていれば、セキュリティコストを削減できる。
- ✓ 内部の者による悪意の行為を未然に防ぎ、外部の行動主体とのトラブルをスムーズに解消する企業は、そのことによって高い信頼と評判を獲得し、他社を差別化できる。

Copyright(c) 2002 Kiyoshi MURATA, All rights reserved.

15

II. ネットワークと情報倫理

2.7 日本版SOX法

- ✓ 企業の内部統制の強化を目的に、公認会計士が上場企業のガバナンスを監査する新ルールが2008年3月期に導入された。
- ✓ 米国で2002年に成立した企業改革法（サーベンス・オクスレー法：SOX法）と同様に企業に対して適正な企業統治を求める内容で、新ルールは「日本版SOX法」ともいわれる。
- ✓ 企業経営に不可欠となった情報システムをどう適正に運用するかという「IT統制」が盛り込まれた。

<http://www.atmarkit.co.jp/news/200508/18/sox.html>

16

II. ネットワークと情報倫理

- ✓ 具体的には証券取引法の抜本改正である「**金融商品取引法**」の一部規定がこれに該当（2009年3月期決算から適用）。
- ✓ **内部統制報告書**を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出する。
- ✓ 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の**監査証明**を受ける。

<http://www.atmarkit.co.jp/aig/04biz/jsox.html>

17

II. ネットワークと情報倫理

2.8 情報関係の法律とモラル

【学習のポイント】

- 不正アクセスの禁止等に関する法律
- 情報倫理と情報モラル
- ネットに関するモラルと種々の問題

18

II. ネットワークと情報倫理

2.9 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成15年5月30日)

【不正アクセスの定義】

①

他人の認識符号（IDやパスワードなど）により、アクセス制限特定利用ができる状態にすること。

②

アクセス制限を回避する情報や指令を入力して、アクセス制限特定利用ができる状態にすること。

II. ネットワークと情報倫理

2.9 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成15年5月30日)

【不正アクセスの定義】

③

②により、特定電子計算機のネットワークを介して、他の特定電子計算機のアクセス制限特定利用ができる状態にすること。

20

II. ネットワークと情報倫理

2.10 不正アクセス行為

✓ 不正アクセス禁止法によると、ネットワークを利用した

- ① なりすまし（他人のID、パスワード等不正利用）行為
- ② セキュリティホール（プログラムの不備等）を攻撃して侵入する行為

が禁止されている。

21

II. ネットワークと情報倫理

✓ セキュリティホールを攻撃され、Dos（DDos）攻撃を受けたり、ホームページが書き換えられてしまうような被害等は、現在でも日々発生している。

✓ オンラインゲーム上で、他人のユーザIDとパスワードでなりすましてログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替えたり、他人になりすましたオークションへの出品や入札なども不正アクセス禁止法違反になる。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku34.htm>

22

II. ネットワークと情報倫理

2.11 情報倫理と情報モラル

なぜ企業において情報倫理問題が問われるのか？

✓ 企業社会

- 社会において流通する製品・サービスのほとんどを企業が提供（福祉国家からの転換→民営化）
- 多くの人々が企業に職を得て生計を立てている
- 企業行動の社会に対する影響力
- 社会に対する責任主体としての企業
- CSR : Corporate Social Responsibility
企業行動 → 慣習 → 価値

✓ 企業が主導するICTの開発と利用

- ディレンマ状況の出現に対する主体的対応
- ベストエフォートの一翼を担う責任

http://www2.tamacc.chuo-u.ac.jp/kikoh/sec_ikusei/sec2006/open2006text/08224.pdf 23

II. ネットワークと情報倫理

2.12 情報モラルの必要性

情報化社会の到来...従来の道徳教育や教科学習だけでは対応しきれない課題

「情報モラル教育」の必要性

【情報モラル】
情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度

<http://www.eonet.ne.jp/~sima/hituyousei/hituyousei.html>

24

II. ネットワークと情報倫理

2.13 ネットワークに関するモラル

- ネットワークモラル
コンピュータネットワークのサービスを利用する際に守るべきモラル
- モラルの実際
【法律を守る】
個人情報保護法，著作権，詐欺行為の防止，ネットストーカー排除，名誉毀損をしない
- 加害者にならない，被害者にならない

25

II. ネットワークと情報倫理

2.14 個人情報漏洩の例

- ① 大日本印刷のダイレクトメール用データなど個人情報863万件が流出
- ② 取引先43社のデータの不正持ち出し
(トヨタ自動車、KDDI、イオンなど)
- ③ 顧客向け郵送物の作成受託で預かったもの
- ④ 業務委託先の元社員が個人情報を持ち出し
- ⑤ インターネット通信販売詐欺グループに売り渡し

26

レポート課題

- ・ 近年起こったネットワーク犯罪の具体例をいくつか (3件程度) 挙げて、それらの事件でどういった点が犯罪に結びついたか、またどのようにすれば防止できたかを説明せよ。
- ・ レポート締め切り
5月27日 (金) 授業開始まで

なお、書き方やレポートの注意事項は4/8の授業資料を参照。

27